

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

1 建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額3,500万円以上、建築一式工事においては、7,000万円以上）のうち、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者が、これらの建設工事を管理することができるかとされていますが、さらに要件を緩和し当面の間、次のとおり取り扱うこととします。ただし、監理技術者には適用されません。

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、専任の主任技術者が、原則2件程度兼務することができます。

2 現場代理人の常駐義務の緩和

従来から現場代理人については、原則として工事現場に常駐が必要であり、同一工事における現場代理人と技術者（監理技術者、主任技術者又は専門技術者）は兼務が可能としてきたところです。

ただし、以下の両方を満たすと区が認めた場合には、常駐を要しないこととできることにしました。なお、現場代理人の常駐義務の緩和により監理技術者等の専任義務が緩和されるものではありませんので注意してください。

- (1) 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと
- (2) 区との連絡体制が確保されること

中央区工事請負契約条項第11条第3項

3 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化

区発注工事を直接請け負った際の監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とします。

さらに、以下の場合については、区と元請け業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっているときには工事現場への専任は要しません。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- (2) 工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完了後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（区の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しません）

下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とします。